

向日市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第7項の規定による向日市総合教育会議（以下「会議」という。）の会議録及び同条第9項の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を、あらかじめ教育委員会に通知する。

2 会議は、市長及び教育長並びに教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 市長は、会議の議長となる。

(会議の公開)

第3条 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当する場合には、市長は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録)

第4条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

2 会議録は、第3条第1項の規定により非公開とされた議題を除き、公表するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。